

館林都市計画地区計画の変更（明和町決定）

都市計画明和東部工業団地地区地区計画を次のように変更する。

名 称		明和東部工業団地地区地区計画			
位 置		邑楽郡明和町斗合田、下江黒、上江黒及び千津井の各一部			
面 積		約44.5ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		本区域周辺は、工業開発が積極的に進められ、東北自動車道などの広域交通網を活かしながら、関東内陸の工業都市として産業集積を図ることとなっている。 そこで、本区域は、既存工業用地と一体となり、新たな工場的土地利用を図ることを目標とする。		
	土地利用の方針		既存工業用地と一体となった産業拠点として、産業集積に向けた適正な土地利用計画とする。		
	建築物等の整備方針		良好な工業団地の形成を図るため、建築物の用途の制限等を定める。		
	地区施設の整備方針		開発行為に伴う雨水の流出増に対応した貯留施設の整備等、開発規模に応じた排水対策を講じる。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道路 幅員 6 m 以上 延長約550m 調整池 必要調節容量及び許容放流量、放流先の位置については、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について（昭和 4 5 年 1 月 8 日局長通達）」に則り協議した結果（以下、「治水協議結果」とする。）に基づくものとする。		
	建築物等に関する事項	地区の区分	名称面積		
				A 地区（工業専用地域） 約29.3ha	B 地区（工業専用地域） 約15.2ha
		建築物の用途の制限		建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)店舗その他これらに類する用途に供するもの (2)カラオケボックスその他これに類するもの (3)畜舎 (4)建築基準法施行令第130条の3第4号及び第5号に掲げるもの (5)卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令第130条の2の2で定める処理施設の用途に供する建築物 (6)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、同条第6項から第11項及び第13項までに規定する営業の用に供するもの (7)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する	
				建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)店舗その他これらに類する用途に供するもの (2)カラオケボックスその他これに類するもの (3)畜舎 (4)建築基準法施行令第130条の3第4号及び第5号に掲げるもの (5)卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場 (6)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、同条第6項から第11項及び第13項までに規定する営業の用に供するもの (7)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8)自動車教習所	

		もの (8)自動車教習所	
	敷地面積の 最低限度	1,000㎡（ただし、公共の用に 供するものについては、この限り ではない。）	1,000㎡（ただし、公共の用に 供するものについては、この限り ではない。）

「区域は計画図表示のとおり」